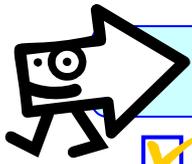


企業経営に役立つ給与・労務情報満載！



発行:コムニスサポート有限会社
 〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F
 TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339
 E-mail: info@cmns.jp
 URL: <http://www.cmns.jp>



10月の給与計算における注意点！

✓ 従業員ごとに標準報酬月額を改定

定時決定（7月に提出した算定基礎届）により9月分の標準報酬月額が変更になる方がいます。社会保険料を翌月控除する場合は、10月支払給与からの改定となりますので、従業員ごとに標準報酬月額を確認しましょう。

※社会保険料を当月控除する場合は、9月支払給与からの改定となります。

✓ 厚生年金保険料率の変更

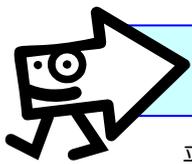
平成22年9月分（10月納付分）より、厚生年金の保険料率が変わります。

※ 一般以外の方（坑内員・船員・組合保険）、または厚生年金基金に加入されている方は下記厚生年金保険料率とは変更率が異なります。

※ 厚生年金保険の保険料率は、平成22年9月分（10月納付分）から変更されますが、協会けんぽの健康保険料率については、変更はありません。

※社会保険料を当月控除する場合は、9月支払給与からの変更となります。

【旧保険料率】 157.04/1000 → 【新保険料率】 160.58/1000



退職後継続再雇用時の標準報酬月額決定について

平成22年9月1日以降、年金を受け取る権利のある60歳から64歳までの方が退職後、1日も空くことなく同じ会社に継続再雇用された場合、再雇用された月から、再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に決定できることになりました。

＜新たに対象となる方＞※**いずれも、年金を受け取る権利のある60歳から64歳までの方が対象**

- ・ 定年に達する前に退職して継続再雇用される場合
- ・ 定年制のない会社で退職後継続再雇用される場合

（これまでは定年退職に限り、再雇用後の給与に応じて標準報酬月額を決定していました。）

例: 定年に達する前に、退職した年金受給権者の方が、**同じ会社に再雇用され、給与が50万円から20万円となり、標準報酬月額が変更となる場合**

標準報酬月額は再雇用後**4ヶ月目**に変わっていました。

標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額
50万円	50万円	50万円	50万円	20万円

継続再雇用

変更

標準報酬月額が再雇用後の**最初の月**から変わります。

標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額
50万円	20万円	20万円	20万円

《手続き上の注意事項》

- 上記扱いを受けるためには、被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届を同時に提出。
- 被保険者資格取得届には、新たな雇用契約を結んだことを明らかにできる書類（退職したことがわかる書類、再雇用時の雇用契約書又は事業主の証明等）を添付。